
Lime システム利用規約 および契約約款

2.1 版

目次

第1章. 総則.....	3
<hr/>	
1条. 約款の適用.....	3
2条. 約款の変更.....	3
3条. 取扱準則.....	3
4条. 用語の意味.....	3
第2章. サービスの種類等.....	4
5条. サービスの種類.....	4
<hr/>	
第3章. 契約.....	5
6条. 最低利用期間.....	5
7条. サービス提供場所.....	5
8条. 契約の申込.....	5
9条. 契約申込の承諾.....	5
10条. 契約の成立.....	6
11条. 契約変更の申込.....	6
12条. 契約変更の承諾.....	6
13条. サービスの廃止.....	6
14条. 提供の中止.....	6
15条. 提供の停止.....	7
16条. 当社が行う契約の解除.....	7
17条. 契約者が行う契約の解除.....	7
18条. 契約の解除、終了時の機器等の取り扱い.....	8
19条. 契約上の権利の譲渡.....	8
20条. 契約者の地位の承継.....	8
21条. 契約者の氏名等の変更.....	8
第4章. 設備の維持・管理及び契約者の義務等.....	9
22条. 契約者の義務及び免責.....	9
23条. 禁止行為.....	9
第5章. 料金等.....	10
24条. 料金体系.....	10
25条. 料金及び工事費等.....	10
26条. 料金等の請求及び支払い.....	10
27条. 料金等の計算方法.....	10
28条. 料金及び工事費等の支払義務.....	10

29 条. 利用不能時の料金減額措置	10
30 条. 割増金	11
31 条. 延滞利息	11
32 条. 金額の端数処理	11
33 条. 消費税の取り扱い	11
第 6 章. 免責事項、保険等	12
34 条. 損害賠償	12
35 条. 免責事項	12
36 条. 契約者のデータに係る危険負担	12
37 条. 契約者の機器、情報、データ等	12
第 7 章. 雑則	13
38 条. 知的財産権の留保	13
39 条. 関連会社	13
40 条. 契約者情報の開示	13
41 条. 機密保持	13
42 条. 契約者情報の取扱い	13
43 条. 法令遵守	14
44 条. 与信強化コンテンツおよび禁止コンテンツ	14
45 条. 準拠法、裁判管轄	14

第1章. 総則

1条. 約款の適用

この「Lime サービス契約約款」（以下「本約款」といいます。）は、株式会社バイモソフト（以下「当社」といいます。）が契約者に当社が提供する Lime サービス（以下「本サービス」といいます。）をご利用いただくため、料金その他の提供条件を定めたものです。

2条. 約款の変更

当社は、本約款を変更することがあります。この場合の料金その他の提供条件は、変更後の約款によります。

2. 当社は、約款の変更をするときは、当社が別に定める方法により、事前にその内容について、当該変更により影響を受けることとなる契約者に通知します。

3条. 取扱準則

当社は、当社が定めた本約款に従って、本サービスのための契約（以下「契約」といいます。）を契約者と当社の間で締結します。

2. 契約者は当社に対し、本サービス提供の対価を支払います。

4条. 用語の意味

この約款で使用する用語の意味は次のとおりとします。

1. 契約者
当社と本サービス契約をしている自然人又は法人。
2. 電気通信設備
電気通信を行うための機械、器具、線路その他の電氣的設備。
3. 端末設備
本サービスを利用するため、当社が契約する外部委託業者が設置する電気通信設備（サーバ等）。
4. データセンター
当社が本サービスを提供するために外部業者へ委託している施設

第2章. サービスの種類等

5条. サービスの種類

本サービスには、次の種類があります。

1. 会員管理
2. 商品管理
3. メルマガ管理
4. サイト管理
5. 売上管理
6. 効果測定
7. 広告管理
8. 問合管理

第3章. 契約

6条. 最低利用期間

本サービス契約には最低利用期間があります。最低利用期間は、利用開始日から起算して3ヶ月とします。本サービスの提供は、最低利用期間満了の1ヶ月前までに契約者から別段申し出のない限り、本約款に記載した条件と同様の条件で1ヶ月単位に自動継続とします。

2. 利用開始日とは、原則として契約者が契約を申込み、当社が承諾後2ヶ月以内に契約者のデータ等を端末設備（サーバ等）に記録可能となった日を指し、当社が指定する日とします。

3. 契約者が、次条に定める予約期間及び最低利用期間内に契約を解除する場合は、契約者は最低利用期間満了までに当社が契約者に請求する金額の総計（以下「違約金」といいます）を当社が指定する期日までに支払いただきます。

7条. サービス提供場所

本サービスの提供場所は、弊社契約のデータセンターとします。

8条. 契約の申込

本サービス契約の申込は、当社が別に定める「Lime 利用申込書」に所定の事項を記載して当社の事業所又は営業所に提出していただきます。

本サービス提供に必要な関連サービス（独自ドメイン、クレジット決済代行など）については、契約者の個人情報が必要とする場合、契約者にてご契約いただき、関連サービスにおけるアカウントや仕様等を開示いただきます。

9条. 契約申込の承諾

契約申込みがあったときは、次の場合を除き本サービスの提供を承諾します。

1. 契約申込者が本サービスの料金等の支払いを怠り、又は怠る虞があるとき。
2. 当社の業務の遂行上又は技術上著しい困難があるとき。
3. 本サービスの契約申込書にことさら虚偽の事実を記載したとき。
4. 申込者が当社又は本サービスの信用を毀損する虞がある方法で本サービスを利用する虞があるとき。
5. その他前各号に準ずる場合で、当社が、契約締結を適当でないと判断したとき。

10条. 契約の成立

本契約は本サービスの内容、代金等を記載した契約者による申込に対して、前条の各号に該当しない場合に、下記のいずれか早い時期に成立するものとします。

1. 当社が請書、電話、又は、口頭で契約者に受諾の通知を行ったとき。
 2. 契約者が申込を発した7日以内に当社が受諾拒否の申し出をしなかったとき。
- ※前項において特に必要有るときは別途覚書を作成します。

11条. 契約変更の申込

契約者が本サービスの品目の変更について契約変更の申込みをされる場合は、当社の定める「Lime 利用申込書」に契約内容を記入し、当社の事業所又は営業所に提出していただきます。

12条. 契約変更の承諾

契約変更の申込みがあったときは、当社の業務の遂行上又は技術上著しい困難があるときを除き本サービスの変更を承諾します。この場合、変更後の新規追加分については、予約金及び最低利用期間とも新契約として取り扱います。

13条. サービスの廃止

当社は、都合により本サービスの特定の種類及び品目のサービスを廃止することがあります。

2. 当社は、前項の規定により当該サービスを廃止するときは、廃止する日の6ヶ月前迄に書面により、契約者にその旨を通知します。

14条. 提供の中止

当社は、次に掲げる事由があるときは、本サービスの提供を中止することがあります。

1. 当社の設備の保守又は工事のためやむを得ないとき。
2. 当社が設置する設備の障害等やむを得ない事由があるとき。
3. 天災、地変その他の非常事態の発生により、本サービスの提供を中止する措置をとったとき。
4. 他の電気通信事業者がサービス提供を中止することにより本サービスの提供が困難になったとき。
5. その他、当社が本サービスを提供し続けることにより当社又は第三者に著しい損害が発生する事由が発生し、又は発生する虞があるとき。

※ 当社は前項の規定により本サービスを中止するときは、予めそのことを契約者に通知するものとします。但し、緊急やむを得ないときはこの限りではありません。

15条. 提供の停止

当社は、本サービスの契約者が次のいずれかに該当する場合は、理由、停止日、及び、停止期間を通知し、本サービスの提供を停止することがあります。

1. 支払期日を経過しても料金、延滞利息、割増金、その他契約者が当社に負担する債務を支払わないとき。
2. 第 22 条（契約者の義務）第 1 項の規定に違反して当社の承諾を得ずに、当社が設置する電気通信設備又は端末設備に、契約者の設備又は当社以外の者が提供する設備を接続したとき。
3. 第 23 条（禁止行為）に定める禁止行為に該当する行為を行い、又は当該行為を行う虞があると当社が判断したとき。
4. 契約者の本サービスの利用に関し他の契約者又は第三者から当社に対しクレーム、請求等が為され、かつ当社が必要と認めたとき、又はその他の理由で本サービスの運営上不相当と当社が判断したとき。
5. 本サービスを利用して、契約者が行った行為が法令に違反し、契約者が逮捕、起訴、有罪判決等の処分を受けたとき。
6. 前各号の他、当社又は第三者の業務遂行又は当社又は第三者の提供する設備に支障を及ぼし、又は及ぼすおそれのある行為をしたとき。

16条. 当社が行う契約の解除

当社は、前項の規定にかかわらず、契約者が第 15 条（提供の停止）各号のいずれかに該当し、その事実が当社の業務の遂行に著しい支障を及ぼすと判断し、緊急かつ必要と認めたとき、又は、契約者が第 15 条（提供の停止）5 号に該当したときは、前条に定める提供の停止措置をすることなく、また何らの催告を要することなく、直ちに本契約を解除することができるものとする。

当社は契約者に次の各号の事由が一つでも生じたときには、契約者に対し何らの催告その他手続を要せず、直ちに本契約の全部又は一部を解除する事ができるものとします。

1. 本約款に違反したとき。
2. 監督官庁から営業取消又は停止等の処分を受けたとき。
3. 手形交換所の不渡処分を受けたとき、又は支払停止状態に至ったとき。
4. 第三者からの差押え、仮差押え、又は、仮処分等の強制執行の申し立てを受けたとき。
5. 破産、特別清算、民事再生手続、又は、会社更生手続等の開始の申し立てを受けたとき、又は申し立てを自らなしたとき。
6. 解散（合併の場合を除く）の株主総会決議をしたとき。
7. 財産状態が悪化し又はその虞があると認められる相当の事由があるとき。
8. 当社又は本サービスの信用を毀損する虞がある方法及び本サービスの本旨に反して利用する虞があるとき。
9. その他本約款の義務の履行が期待できないと認められる相当の事由がある場合。

前項により本契約が解除された場合、当社は契約者に対して契約者の責によって被った損害賠償の請求をできるものとします。

17条. 契約者が行う契約の解除

契約者は、本サービス契約を解除しようとするときは、解除しようとする日の 1 ヶ月前の当社の営業日（当該日が土曜日、日曜日、祝休日の場合には、その直前の当社営業日）までに書面、またはメールによりその旨を当社に通知いただきます。但し、契約者が、最低利用期間内に契約を解除する場合は違約金をお支払いいただき、当該違約金の支払がないときは本条の解除通知は無効となります。

18条. 契約の解除、終了時の機器等の取り扱い

第 16 条より当社が契約を解除する場合、予告した日までに契約者は当社の端末設備（サーバ等）に記録されている一切のデータを削除するものとします。また、契約者は契約終了の日から 1 週間以内に契約者は当社の端末設備（サーバ等）に記録されている一切のデータを削除するものものとします。契約者が本契約が終了した時から 1 週間以内に対象データを削除しないときは、契約者がデータ等に関する一切の権利を放棄したものとみなし、当社は当社の端末設備（サーバ等）に記録されている一切のデータを削除し、当該データの削除・保管等に係る費用を契約者に請求できるものとします。

1. 本契約の終了に際し、契約者は、その事由、名目の如何にかかわらずデータについて支出した費用の償還請求、移転料、立退料等一切の請求を当社にすることはできないものとします。
2. 契約者はラック又はサーバに自己の費用をもって設置した諸造作・諸設備等の買取を当社に請求することはできないものとします。

19条. 契約上の権利の譲渡

契約者は、第 20 条、第 21 条の場合を除き本サービスの提供を受ける権利を譲渡することができないものとします。

20条. 契約者の地位の承継

契約者において相続又は合併があったときは、相続人又は合併後存続する法人もしくは合併により設立された法人は、契約者の地位を承継するものとします。

2. 前項の規定により契約者の地位を承継した人又は法人は承継の日から 6 ヶ月以内の当社営業日（承継の日を算入せずに 6 ヶ月とする。但し当該日が土曜、日曜、祝祭日の場合は直前の当社営業日まで）に承継したことを証明する書類を添えてその旨を当社に通知していただきます。
3. 第 1 項の場合、相続により契約者の地位を承継した人が 2 人以上あるときは、前項の期間内にその内の 1 人を代表者と定め書面によりその旨を通知していただきます。
4. 代表者の申し出がないときは、当社が代表者を指定することとし、代表者が定まった場合は当社の通知等は当該代表者宛にします。

21条. 契約者の氏名等の変更

契約者は、その氏名、商号、住所、居所、又は代表者について変更があったときは速やかに書面によりその旨を当社に届け出ていただきます。

第4章. 設備の維持・管理及び契約者の義務等

22条. 契約者の義務及び免責

1. 契約者は本サービスの利用に際し、故意、過失又は不慮の事故により他の契約者、第三者及び当社に損害を与えた場合、契約者自身の責任と費用において解決する一切の義務を負うものとします。
2. 当社は、契約者において次条所定の禁止行為及びその虞のある行為が本サービス開始時点において存在しないこと、並びに本サービス提供開始後においても行わないことを、契約者が表明保証することを前提として本サービスを提供するものであり、契約者が当該表明保証に違反した場合の一切の紛争、損害賠償請求等から免責されるものとします。
3. 契約者は、本サービスから得た情報を転載、転売、その他いかなる使用を行う際にも、著作権者及び当社の事前承認を受けることが必要です。
4. 契約者は、当社の本サービスの利用中に何らかの異常を発見した場合には、直ちにその旨を当社に通知していただきます。
5. 契約者は本サービスの安定動作のため、存在しないアドレスについてメールを送信しないこととします。
(アドレス不良率 5%未満)

23条. 禁止行為

契約者は、本サービスを利用して、次の行為を行わないものとします。(以下の行為には、ホームページ等による情報を発信する行為を含みます。)

1. 他の契約者、第三者(国内外を問いません)、又は、当社の著作権、商標権等の知的財産権を侵害する行為、又は、侵害する虞のある行為
2. 他の契約者、第三者、又は、当社の財産、プライバシー又は肖像権等を侵害する行為、又は、侵害する虞のある行為
3. 他の契約者、第三者、又は、当社を差別、又は誹謗、中傷し、又はその名誉もしくは信用を毀損する行為
4. 詐欺等の犯罪に結びつく、又は結びつく虞のある行為
5. わいせつ、児童ポルノ又は児童虐待にあたる画像若しくは文書等を送信し、又は、掲載する行為
6. 無限連鎖講(ネズミ講)を開設し、又は、これを勧誘する行為
7. 本サービスにより利用しうる情報を改ざんし、又は、消去する行為
8. 他の契約者、又は、第三者になりすまして本サービスを利用する行為
9. 本サーバを複製し、あるいは第三者が利用できるような形態で本サービスを利用すること。
10. 本サービスをリバースエンジニアリングする行為
11. 有害なコンピュータプログラム等を送信し、又は、掲載する行為
12. フィッシングや存在が不確かなメールアドレスまたはメール送信者から配信許可が取れていないメールアドレスへの大量送信、その他技術的、事実に本サービスの安定動作を妨げる行為
13. 本サービスを使用してスパムメールを送信する行為
14. 本サービスに対する不正アクセス行為
15. 選挙の事前運動、選挙運動、これらに類する行為、又は、公職選挙法に違反する行為
16. 違法性のある広告、宣伝又は勧誘のメールを送信する行為
17. 他の契約者若しくは第三者の設備等、又は、当社若しくは他社の本サービス用設備の利用・運営に支障を与える行為
18. その他法令もしくは公序良俗に違反(売春、暴力、残虐等)し、又は他の契約者若しくは第三者に不利益を与える行為
19. 前各号のいずれかに該当する行為が見られるデータ、情報等へリンクを張る行為

第5章. 料金等

24条. 料金体系

別途申込書記載の内容に従うものとします。

※料金は変更される場合がございます。

25条. 料金及び工事費等

当社が定める本サービスの料金及び費用は、当社より提出した「L i m e 利用申込書」に規定するとおりとします。

26条. 料金等の請求及び支払い

1. 初期費用にかかわる費用はシステム納品後、速やかにご請求させていただきます。
2. 初期費用の支払い期日は、ご請求書に記載させていただきます。
3. 月額利用料のご請求は、当月末締めで契約者宛に請求書を送付する形で行ないます。
4. 契約者は、前項の料金等を請求月の月末までに、ご契約者様口座からの銀行振込みにてお支払いいただきます。

27条. 料金等の計算方法

1. 料金及び費用等は当月 1 日から当月末日までの期間で計算し、当社より当月末日までに契約者に対して請求書を発行します。
2. 本サービス開始日が暦月の 1 日以外、本サービス終了日が暦月の末日以外の場合は該当する月に限り、月額料金を暦日数で除して得られた金額に利用日数を乗じて得られた金額を利用料金として当社より契約者に請求します。

28条. 料金及び工事費等の支払義務

契約者が当社の提供する本サービスに申込をされ、当社がそれを引き受けたときは、第 25 条に規定する料金をお支払いいただきます。

29条. 利用不能時の料金減額措置

当社の責に帰すべき事由により、本サービスが全く利用し得ない状態が生じた場合において、当社が当該状態の生じたことを知ったときから連続して 24 時間以上の時間（以下「利用不能時間」といいます）当該状態が継続したときは、当社は、契約者に対し、契約者の請求に基づき、利用不能時間を 24 で除した数（小数点以下の端数は切り捨てます）に月額費用の 30 分の 1 を乗じて算出した額を、契約者が当社に支払うべきこととなる料金から減額します。但し、契約者が当該請求をし得ることとなった日から 3 カ月を経過する日（初日を算入せず 3 ヶ月とする。当該日が土曜、日曜、祝祭日の場合には、その直前の当社営業日）までに当該請求をしなかったときは、契約者はその権利を失うものとします。

30条. 割増金

本サービスの料金及び費用を不法に免れた契約者は、その免れた額のほか、その免れた額（消費税相当額を加算しない額とします。）の 2 倍に相当する額に消費税相当額を加算した額を割増金として支払わなければならないとします。

31条. 延滞利息

本サービスの料金、費用又は割増金（以下本条において「料金等」といいます。）の支払義務者は、支払期日までにその料金等を支払わないときは、かかる未払い料金等の他に、支払期日の翌日から起算して、支払った日の前日までの期間について、年 14.5%の割合で計算して得た金額を延滞利息として支払わなければならないとします。

32条. 金額の端数処理

料金その他の金額計算で 1 円未満の端数が生じたときは、これを四捨五入繰り上げとします。

33条. 消費税の取り扱い

契約者が当社に対して料金等を支払う場合、料金及び消費税を支払うものとします。

2. 第 25 条（料金及び工事費）に規定する料金及び工事費は、消費税を含んでおりません。当社は、契約者に対し、算定料金及び工事費等に消費税相当額を加算して請求します。

3. 当社は、契約者に対し、第 6 条に規定する違約金並びに第 30 条に規程する割増金については消費税相当額を加算して請求します。

4. 第 31 条に規定する延滞利息については、消費税を加算しません。

契約者の機器又は情報及びデータに関し、契約者は、当社又は第三者に一切迷惑をかけないものとします。

第6章. 免責事項、保険等

34条. 損害賠償

1. 当社は、契約者に本サービスを提供するに際し、専ら当社の責めに帰すべき事由により契約者に損害を与えたときは、月額料金の 1 ヶ月分に相当する額を限度として、当社は契約者に損害を賠償する責任を負うものとし、当社はそれ以外の損害賠償責任を負いません。但し、当社に故意又は重大な過失がある場合はこの限りではないものとします。
2. 前項但し書により当社が責任を負担する場合は月額料金の 2 ヶ月分に相当する範囲内で責任を負担するものとします。

35条. 免責事項

当社は、天災地変、戦争、暴動、内乱、法令の制定、改廃、公権力による命令・処分、同盟罷業、その他の争議行為、建物閉鎖、電気・水道・ガス等の供給停止、輸送機関の事故・遅延・渋滞、その他当社の責めに帰することができない事由により契約者が被った損害については、その責めを一切負いません。

36条. 契約者のデータに係る危険負担

1. サーバに記録されたデータについての危険負担は常に契約者が負うものとし、契約者は、自らの負担と責任において、本契約の有効期間中常に全てのリスクに備えるものとします。
2. 当社、当社の子会社、親会社、又は関連会社のいずれも、契約者、並びに、契約者の役員、従業員、及び代理人の所有物及び貸借物の損失又は損害について何ら責任を負わず、保険を購入する義務も負いません。
3. 契約者は、契約者の役員、従業員、又は代理人から提起されるあらゆる請求に対して保険又は自家保険を維持し、当社の責任を免除し、万一何らかの損害を当社が被った場合は、全てこれを賠償しなければなりません。

37条. 契約者の機器、情報、データ等

契約者の機器又は情報及びデータに関し、契約者は、当社又は第三者に一切迷惑をかけないものとします。当社に損害が発生した場合には、契約者は当社に対して損害を賠償することとします。また、契約者の登録したデータの著作権上の権利は、契約者に帰属し、当社はこれらの権利を保護する義務を負わないものとします。

第7章. 雑則

38条. 知的財産権の留保

1. 本サービスを構成するソフトウェアは、その知的財産権を当社、およびそのライセンサーに保留されている。本ソフトウェアは、日本の著作権法や国際条約を含み、かつ限定されない法律によって保護されている。
2. 本サービスに関するサービスの名称、ロゴ等に関する権利は、全て当社およびそのライセンサーに留保される。

39条. 関連会社

当社は、当社の関連会社でない第三者下請業者（以下「当社の下請会社」という。）を利用することにより、本サービスを提供することができます。また、当社の関連会社並びにそれらの下請業者（以下「関連会社等」という。）が、当社の本契約上発生する義務の一部又は全部を履行することができるものとします。当社は、当社の下請会社又は関連会社等に対して、本サービスの提供に必要となる情報（契約者の住所、端末設備、本サービス契約の内容等を含むがこれらに限定されない。）の全てを提供することができるものとします。

40条. 契約者情報の開示

1. 当社は、本サービスの提供に関連して知り得た契約者情報を第三者（当社の下請会社及び関連会社等を除く）に漏洩しないものとし、また、第 39 条に基づき情報を提供した当社の下請会社及び関連会社等に対しても同等の義務を課すこととします。但し、法令に基づき、開示を求められたときは、この限りではありません。
2. 当社は、警察、裁判所又はその他の政府関係機関からの要請により、契約者の機密情報、契約者の顧客に関する情報又は契約者に関する何らかの情報の提供を求められた場合には、当社は契約者への通告なしに提供を求められている情報を、当社独自の判断により提供することができるものとします。契約者は、当社による情報提供に対して、一切異議を申し立てないものとします。

41条. 機密保持

当社は、システム保守メンテナンスにより知り得た情報を、第三者に一切開示しないものとします。

42条. 契約者情報の取扱い

1. 当社は、契約者に係る情報について、契約者の利便性の向上を図ること、当社による本サービスの提供、及び、それらのサービスの健全な運営を目的として、適正かつ公平な手段に基づき取得しその目的達成に必要な範囲で利用します。
2. 前項の利用目的には、次に掲げる事項を含めるものとします。
 - (1) 契約者に対する本サービスの提供業務
 - (2) 契約者に対する本サービス又はサービス関連設備その他関連事項の提案業務
 - (3) 契約者の本サービスの利用状況に関する分析業務

43条. 法令遵守

契約者は、本サービスの利用に関し適用される全ての法規を遵守しなければなりません。

契約者は、インターネット関連の資源の適切な利用に関する一般に公正と認められる規則を遵守するものとします。

当社はこれらの法令等に反すると判断した場合、利用者に通知することなく、本サービスを停止することができるものとします。

第 40 条 2 記載のとおり、警察、裁判所又はその他の政府関係機関からの要請があった場合は、当社は契約者への通告なしに提供を求められている情報を、当社独自の判断により提供することができるものとします。

44条. 与信強化コンテンツおよび禁止コンテンツ

当社は以下の禁止コンテンツの各号に該当すると判断された場合は、利用申し込みを拒否することができるものとします。

禁止コンテンツ

1. 申込者が利用申込書またはオンライン利用申込書に虚偽の事実を記載したとき。
2. 申込者が反社会的な団体又は反社会的な団体の構成員である場合
3. アダルト、出会い系、風俗関係などに本サービスを利用する場合

Lime システムの利用目的が、インターネット上における不特定のユーザーへの情報商品販売を行う運用に利用される場合は、当社は以下の与信を実施のうえ申し込みができるものとします。

与信強化コンテンツ

1. 対面におけるお申込書の記載および回収。
2. 本サービス利用コンテンツのヒアリングとヒアリング内容における当社の与信。
3. 申し込み必要資料として、お申込書に加え、法人の場合は「登記簿謄本」の写しと代表者の「身分証明書」のコピー。個人申し込みの場合は「身分証明書」コピーの提供
4. 利用約款への同意書のご返送
5. ご契約住所（お申込書記載の住所）宛への郵送におけるご請求

45条. 準拠法、裁判管轄

本利用規約の解釈にあたっては日本法を準拠法とします。

また、当社ソフトウェアに起因または関連して当社と利用者との間で生じた紛争については東京地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とします。

上記約款事項に同意します

会社名

住所

氏名（代表者または運営責任者）